《発表記者会：東北電力記者会
宮城県政記者会
青森県政記者会》
平成３１年３月２２日
国土交通省東北運輸局

青森県のタクシー運賃改定「必要」と判断

平成３０年１１月２１日に青森県のタクシー事業者から最初のタクシー運賃改定要請・申請が提出され、その後、３ヶ月間を要請・申請受付期間としていたところ、同地域における法人タクシー事業者の保有する車両の７割以上の事業者からタクシー運賃改定要請・申請がありました。これを受け、運賃改定要否について検討を行った結果、運賃改定が必要と判定しましたので下記のとおりお知らせします。

今後、運賃改定に係る審査手続きを経て、２０１９年７月（標準処理期間５ヶ月）以降に新運賃の公表を行ってまいります。

記

１．　運賃改定要請・申請受付期間
　平成３０年１１月２１日　～　平成３１年２月２０日

２．　運賃改定要請・申請状況
（１）要請・申請事業者数　　５７者（青森県　法人事業者数　　１０６者）
（２）要請・申請事業者車両数　１，８８３両（青森県　法人車両数　２，４４５両）
（３）要請・申請率　　７７．０％

３．　運賃改定要請・申請の内容
（要請・申請）　普通車　１．０km　～　１．５km　まで５００～７５０円
　　２４８ｍ　～　３３９ｍ　ごとに９０～１００円
※現行の車種区分「小型車」「中型車」を統合して「普通車」区分とする。
（現行）　小型車　１．５km　まで　６６０円、３３９ｍごとに　９０円
　　中型車　１．５km　まで　６７０円、２８９ｍごとに　９０円

４．　運賃適用地域
　青森県全域

問い合わせ先
東北運輸局自動車交通部　旅客第二課
担当者：日脇、林
電　話：０２２－７９１－７５３０

"とうほくろっ犬
東北運輸局マスコット"